

[資料]

シンガポール（海峡植民地）法史序説

村 井 衡 平

私はさきに「シンガポールの離婚法 1910年, 1950年」と題する一文の最初のところで、いわゆる海峡植民地の法史について、きわめて簡単に触れておいた。そして、できればより詳細な事情を知りたいと思っていた。幸いにも昨年7月の末にシンガポール国立大学（National University of Singapore）の法学部図書館（The Law Library）を訪れる機会を得た。その際、コピーしてもち帰った資料の中に次の一冊がある。

Roland Braddell: The Law of The STRAITS SETTLEMENTS.
A COMMENTARY. VOLUME 1. 1931.

著者はミドル・テンプル所属の法廷弁護士であり、海峡植民地の最高裁判所の弁護士という肩書がついている。

本書は4章から成り立っている。

第1章 法史（Legal History）1頁—61頁

第2章 イギリス法の修正（Modification of English Law）62頁—
94頁

第3章 統治制度（Institutions of Government）95頁—126頁

第4章 裁判所および弁護士会（The Judiciary and Bar）127頁—
135頁

本稿ではこの中の第1章「法史」の部分翻訳して紹介する。

法史は年代順に5つの時期に分けられている。

第1期 ペナンの取得から第1回司法特許状の授与まで

第2期 第1回司法特許状の授与から第2回の授与へ

第3期 第2回司法特許状の授与から第3回の授与へ

第4期 第3回司法特許状の授与から譲渡へ

第5期 譲渡から現在へ

司法特許状は、第1回が1807年、第2回が1826年、第3回が1855年に授与されている。そして、ここに“譲渡”というのは、ビクトリア女王、29年—30年の法律 第115章で「海峡植民地政府法」(The Government of the Straits settlement Act)が制定され、1867年4月1日より施行されることになり、海峡植民地がインド政府から完全に分離されて、立法・司法・行政の全権が女王陛下 (Her Majesty) に譲渡されたことを意味している。

以下に順を追って、第1章「法史」の部分の翻訳によって紹介する。

海峡植民地は、現在、シンガポール島、マラッカの町および島、ディンディンスの地方および島、ペナン島、ウェルスレー州、クリスマス島、ココス島、ラブアン島およびそれらの属領から成り立っている。行政上の目的から、植民地は4つに分けられる。

- (1) クリスマス島およびココス島を含むシンガポール植民地
- (2) ウェルスレー州およびディンディンスの地方および島を含むペナン植民地
- (3) マラッカ植民地、および
- (4) ラブワン植民地

本章では、これらの植民地および地域を取得した歴史、重要性の高い法律や条例を日付の順に参照しながら、できるだけ広範囲に、年代順の見地から、最高裁判所の歴史とその管轄権をあとづけることにする。

第1期 ペナンの取得から第1回司法特許状の授与まで

イギリスのマラヤとの結びつきは、1576年から1684年にかけての個人的

および取引上の冒険によってはじまった。フランシス・ドレーク卿は、1578年に彼の有名な世界一周の途中、マラヤにやってきた。カベンディッシュは1588年に、ランカスターは彼の東方への最初の航海の途中、1592年にやってきた。1594年から1598年にかけて、ハウトマンのオランダ遠征隊がやってきて、マラヤのいたるところで取引をした。初期の取引のための航海は、重要性をもつもので、それによって大きな利益を獲得することができたため、イギリスはマラヤとの取引に大きな価値があると確信し、その直接の結果として、1600年に東インド会社が設立され、15年間の国王の特許状を得た。この会社は、マラヤにおける取引を主要な目的としていた。このようなわけで、初期のマラヤにおける取引からわれわれのインド帝国が生まれ、またそれがイギリス領である限り、マラヤは1867年にいたるまで、インドと直接に結びつけられていたというのが公正な見方であろう。イギリスのマラヤとの結びつきは、最初は完全に非政治的なもので、1684年まではそのような状態であったが、その後、1762年にいたるまで、政治的なものと商業的なものが混合した結びつきとなっていた。

1684年にいたり、東インド会社のマドラス管区は、インドラパワーにとりでと商館を設け、1685年6月25日にはベンクーレンにヨークとりでを作ったが、この日からマラヤにおけるイギリス勢力の夜明けが始まることになる。

1763年にベンクーレンにおけるとりでと商館は、総督代理を長とする別個の管理のもとにおかれた。しかし、イギリスの施設がこのようにスマトラに設けられたが、彼等はマラッカ海峡に足場をもっていなかった。他方で彼等の大きなライバルであるオランダは、すでにマラッカを占領し、100年以上を経過していた。

そこで、イギリスはマラッカ海峡に貿易港を設ける必要があると判断し、最初アチエが適当な場所と思われた。1784年の終り頃、アチエの王のもとにキンロック氏が派遣され、交渉に当たったが、努力は実を結ばなかった。そこで、キャプテン・ライトはペナン島を提案し、1786年にケダの王との

間で島の譲渡についての交渉が行われた。これは成功し、ライトは一群の兵士とともに、1786年7月15日にペナンに上陸し、8月11日にイギリス国旗を立てた。これは丁度プリンス・オブ・ウェルスの誕生日の前日であったので、彼に敬意を表して“プリンス・オブ・ウェルス”島と命名され、長らくこの名で知られていた。しかし、ここでは便宜上、“ペナン”を使用することにする。

占領は、島の譲渡のためケダの王とキャプテン・ライトとの間で行われた合意によるものであり、1791年5月1日に条約がキャプテン・ライトによって締結された。それによれば、逃亡した奴隷、債務者、にせ物造りおよび人殺しを相互に引渡すこと、必要な食料品を無税で、本土から島の住民および港内の船舶へ供給すること、そして毎年、王にスペイン・ドルで6,000ドルを支払うことを定めていた。王はまた、この土地にイギリス以外の他のヨーロッパ人が居住することを許さない義務を負った。条約は“太陽と月が光を発している限り”継続するものと明示され、またケダの王は、現実にはシャムに従属しているが、独立の首長であるとの印象のもとに協定が行われたように思われる。イギリス政府がペナンを支配することは、しかしながら、1826年6月20日のバンコク条約により、シャムの人々によってはっきり承認された。

ペナンが最初に占領されたとき、現実にはだれも居住していなかった。1807年の特許状は“完全に無人”とのべている。しかし、ベンソン・マックスウェル卿が Regina V. William 事件における彼の歴史的な判決のなかでのべた意見、すなわち、そこにはマレーの4家族が居住していたとするのが、より良い見解のように思われる。

1787年9月1日にインド政府に提出した覚書のなかで、キャプテン・キイド（機関科将校）は次のようにのべている。

今までのところ、ペナンにはそれ自身の居住者はいないか、いたとしても、紳士の召使いか、堅固に設立された軍隊の随行者にすぎないということができる。この政府によって最初に占領されたとき、わずかなマ

レーの家族がいて、漁業で生活し、木から油やダンマーを抽出し、とりでのある地点に住んでいたが、島の他の場所に移ってしまった。これらのうちの1人（きわめて高令の人）の説明によれば、30年ほど前にはこの島に多数の人々（3,000人を降らない）が住んでいて、1個所が非常によく耕作されていた。このことは今でも島の一部分にみることできる多数の墓地（少くとも3マイル四方の広がりをもつ）によって証明されるし、また木に疵がなく、今でも多くの果樹をみることができるとりわけ、囲い地および耕地の外観から、この広がり最近に耕作されたものであることの明白な証拠を提供してくれる。これらの人々はインドの貿易を混乱させた略奪と海賊行為に従事したので、王は武器を用意して、彼等を島から追い出した。

島が取得されたときの事情は以上のとおりであるが、場所の法（Lex Loci）は何であったのか。植民地が占領によって取得されたことを理由にして、植民者たちは、当時効力をもっていたイギリス法をたずさえていったのか。あるいはそれが譲渡された土地であり、ケダ王国の一部を形成していたことを理由にして、ケダ王国のマレー法であったのか。

枢密院は、前者が正確な答えであると決定した。

Regina V. Williams (1858) 事件において、ベンソン・マックスウェル卿は、キャプテン・ライトと彼の兵士たちは植民者としてではなく、譲渡された土地を所有する守備隊としてやってきたのだから、それゆえに、イギリス法が場所の法とされることはほとんど不可能であり、守備隊とその随行者の属人法にすぎなかったと判断した。彼はまた、ケダの法は、ペナンをイギリスが占領したとき、何か既存の法律によって支配される権利を主張する住民はなく、何かを強制する裁判所も存在していなかったと主張した。ベンソン・マックスウェル卿は、島にマレーの4家族が発見されたが、居住しているということとはできないと考え、それを“放棄された島”と記述した。しかし、土地の法が法律上どのようなものであるべきだとしても、ベンソン・マックスウェル卿は、植民地の創設以来20年以上を

経過しても、土地の法として事実上承認された一群の法律なんか全く知られていないことは明白だと考えた。このような事情は、のちにのべることになる。

Fatimah v. Logan and others (1871) 事件において、ウィリアム・ハケット卿は、キャプテン・ライトと彼の随行者の地位に関して、ベンソン・マックスウェル卿の意見に反対であった。彼によれば、キャプテン・ライトは守備隊の隊長であるのみでなく、東インド会社ひいてはイギリス国王のための植民地を手に入れた有能な行政官でもあった。そして、島は文字どおり無人であったから、イギリス人が自ら無人または未開の土地に定住するとき、彼等は彼等自身の国の法律と主権をたずさえていくという一般原則が適用される事例であると彼は考えた。彼は、法が法律上どのようなものであるべきだとしても、20年以上も場所の法として承認された一群の法なんか全く知れないのが事実であることで意見が一致した。

Ong cheng Neo v. Yeap cheah Neo and others (1872) 事件において、問題は枢密院で以下のように最終的に解決された。

この歴史に関して（すなわち、ペナンにおける植民の歴史）、プリンス・オブ・ウェルス島またはいわゆるペナンは、譲渡されたものか、または新たに植民された土地なのか、いずれとみるべきかは、現実に重要なことではない。なぜならば、東インド会社によって取得される以前、そこになんらかの法律が確立されている形跡は存在しないからである。いずれの見方によっても、イギリス法が、場所の事情に適用しうる限り、またこれらの事情による適用の修正もうけながら、支配的な法とされるべきである。

植民が成功したことは直接的かつ驚くべきものであったので、それを取得してから3年以内に、キャプテン・ライトは、島の人口が10,000人で、絶えず増加している旨を報告することができた。最初の植民者の大部分は、中国人、マレー人そして chulias であった。一般的な形式の政府は存在せず、キャプテン・ライトは監督とされ、彼は手紙によってインドから得

ることのできた援助により、彼の最善をつくして仕事を遂行した。一般にいわれているように、一群の法が施行されることもなかった。キャプテン・ライトは、植民地が急速に成長していき、その結果、裁判所と警察が早急に必要であると認め、その利益のためインド総督に申し入れたが、1788年1月26日付の手紙で、評議会における総督は次のように答えた。すなわち、ヨーロッパから明示の許可がくるまで、彼はこのような永続的な規則を勝手に作る自由をもっていないと考えるので、それまでは、キャプテン・ライトが住民（イギリス人でない）に関する限り、そして殺人事件は別として、拘禁または他の一般の刑罰を課すことができると同様に、良い秩序を維持する義務があるというのである。

キャプテン・ライトと彼の直接の後継者は、彼等の良心の命じるところに従い、正義を執行したと思われる。かくして、治安判事ジョージ・カウンター氏は、1797年、姦通を犯した中国人男女に対し、彼等の頭をそり、首手かせにはめ、夕方の4時から6時まで、2度立たせ、さらに男は島から追い払われるまで拘禁した。

土着の住民から、彼等は彼等自身の法律で審理かつ決定されるべきであるとの希望が表明され、その結果、1792年にキャプテン・ライトはそれぞれの種類の正義の執行を首領に命じることに決定し、それを実行した。

1793年、ジェームス・サッドという名前のヨーロッパ人に対し、殺人という重大な告発が提起され、島の事情についてインド当局の注目を非常なはげしさで呼ぶことになった。1788年の指令のもとで、サッド事件を審理する権限がなかったため、彼がイギリス人であったので、彼はカルカッタに送られ、そこで審理をうけた。しかし、総督の意見によれば、ジョージ三世、13年の法律第63章・4条は、カルカッタの最高裁判所へ与えられた管轄権の範囲をベンガル、ベハールおよびオリサアに限るため、それによって審理が行われるべき法が存在しないというので、彼はまもなく釈放された。

1794年にキャプテン・ライトは、再び東インド会社の理事会に手紙を送

り、正式な政府の型式をととのえ、警察と裁判所を創設する必要のあることを指摘したが、総裁タイムウス卿は、彼自身、形式的かつ正式の裁判所を創設する権限を与えられているとは思わないと答えた。しかし、彼はある規則を制定し、キャプテン・ライトがそれに従って行動できるように送り届け、現在それは1794年の規則として一般に知られている。

Regina v. William 事件において、ベンソン・卿は次のようにのべている。

これらの規則は引続いて効力をもっており、しかも実際に、第1回の司法特許状が付与されるまで、唯一の刑法として有効であった。

ジョージ三世、13年の法律第63章は、1800年にジョージ三世、39年—40年の法律第79章・20条により、ベンガル総督の支配に服するすべての商館と場所を包括し、そしてペナンを含めるように拡大された。島はこれに従って、ベンガル行政部のもとで副総督が任命される正式な政府の形式を与えられた。ジョージ・レイト・バート卿が最初の副総督に任命され、1800年4月19日に到着した。

1800年3月15日に民事および刑事の裁判を管理するための指令がジョージ・レイト卿に送られ、彼はそれにより、指令のなかで示された原則にもとづいて、土着住民に対する裁判を実行するための規則の制定にとりかかるよう命じられた。

これらの原則は次のとおりであった。

16. 住民を構成しているちがった民族および種族の法律は、自然の正義という原則に基礎をおいて普遍的に適用されるようなイギリス法の部分によって緩和され、裁判所の判決のための規則を構成するものとする。

これは奇妙な逆転であった。なぜならば、執行されるべき法律は、植民地の事情に合わせて修正されたイギリス法であるべきだからである。ジョージ・レイト卿は、これらの指令に従って規則を作ったとは思えないし、このような規則が他のだれかによって作られたとも思えない。

1800年6月6日にジョージ・レイト卿は、ケダの王と新しい条約を結ん

だが、これは1786年の協定および1791年の条約を無効とした。この新しい条約により、イギリスはペナンの対岸の本土にウェルズレー州として知られる地域の譲渡をうけた。そして、ペナンの植民地の一部となり、つねにそのまま残っていた。この条約は、1802年にいたるまで、評議会における総督によって是認も批准もされなかった。

1801年8月7日に最初の専門的判事がペナンに到着した。イギリスの法廷弁護士ディッケンス氏で、彼はインドの裁判所における彼の訴訟実務で相当の評判をえていた。彼は到着後しばらくして、公の記録を調査したところ、その行為について彼が痛裂かつしばしば不平をのべているイギリス人に関し、いかなる権限も彼に与えなかった1794年の規則を除き、裁判を執行する基礎とすべきものがなかった旨を報告していた。ディッケンス氏は、このとき以降、裁判の執行の問題につき、当局と交渉を継続した。彼は副総督と議論したが、副総督はディッケンス氏の法律上の良心にショックを与えるような方法で、彼の判決を無視した。そして、一般に彼の強情な行為と不屈の忍耐により、インド政府がペナンのより良き統治のために1805年の協定をするよう、さらに東インド会社が植民地のための司法特許状を国王に請願するよう、ことを運び、またはそれを促進した。

Palangee v. Tue Ang 事件および In the Goods of Ethergee, deceased 事件におけるディッケンス氏の判決は、このような事情をきわめて力強く例証している。彼はそこで、1794年の規則以外にペナンにおいて効力をもつ民法または国内法は存在しないこと、効力のある唯一の法律は“自然法”であること、そして彼は可能なきはいつでも、イギリス法にたより、イギリス法を必然的に考慮するとのべていた。彼は、したがって、彼の面前の事件に詐欺防止法 (the Statute of Frauds) を適用し、そして直ちに副総督によってくつがえされた。

これらの事件が原因となり、1803年6月のインド当局への彼の書面一長く興味のある報告書となったが、そのなかで彼は、彼を案内してくれた唯一の法律は“自然法”であったことをくり返えし、また自然法は遺言、相

続、不動産相続、遺言検認命令の付与、遺産管理状その他同様の事柄について、彼に何の助けも与えてくれなかったと指摘した。島の人口および取引が増大したことが法律の公布を絶対的に必要なものとしていることを主張し、結論づけていた。1804年にはジョージ・レイト卿そして彼の後継者であるロバート・ファルクフェールもまた、同様の趣旨を報告した。

それに応じて、1805年にペナンは別個の州とされ、フィリップ・ダンダス氏が知事に任命され、彼の評議会とともに1805年9月に到達した。同年12月に評議会における知事は、判事 (ordinary) を設ける規則を制定し、ディッケンス氏がそれ以来、引続いて管轄権を行使していた。ディッケンス氏は1808年5月31日に裁判所で最後の仕事をしてしたが、エドモンド・スタンレー卿が新しい記録官 (Recorder) として、新しい司法特許状をたずさえてペナンに向っているとのニュースが入り、その結果、裁判所はその日限りで永久に仕事をやめる旨を決定した。

ペナンにおける法律上の混乱期はかくして終りを告げ、最高裁判所の歴史が開始された。

第2期 第1回司法特許状の授与から第2回の授与へ

1807年3月25日に国王は第1回司法特許状を授与し、それにより、ペナンに司法裁判所が創設された。

特許状によれば、プリンス・オブ・ウェル島の商館内に、“現在の場所です、いつでもそれに付随または隣接して、プリンス・オブ・ウェルの司法裁判所”とよばれる記録裁判所が存在すべきことを定めた。裁判所は、知事、3名の評議員そしてプリンス・オブ・ウェル島の記録官とよばれる他の1名の判事によって構成された。そして、エドモンド・スタンレー卿が最初の記録官に任命された。ついで、裁判所の構成員の身分、裁判所の職員の任命その他の事項に関する規定が設けられた。

裁判所は、イギリスの控訴裁判所の管轄権と権限をもち、“事情が許す限り”，数名の判事および貴族をかかえるものとされる。さらに、裁判所

は、“住民のいくつかの宗教，作法および慣習が許す限り” 教会裁判所としての管轄権を行使するものとされる。

管轄権は，非居住者に関して，裁判所は植民地内にかつて一度も居住したことのない人に対するいかなる訴訟を審理する権限をもたないものとし，当時グレート・ブリテンまたはアイルランドに居住している人に対する訴訟についても同様とするとの宣言により，制限されている。ただし，当時グレート・ブリテンまたはアイルランドに居住している人に対する訴訟が訴訟原因の発生から2年以内に開始され，しかも回復されるべき金額が12,000ドルを越えないときは，この限りでない。

裁判所は，その後，未成年者および精神異常者の身体および財産上に職権を行使し，また遺言検認および遺産管理状を与える権限を得た。ついで，遺言執行者および遺産管理人の行為に関する規則が作られ，裁判所がこれらの人々の直面する困難に対応して命令を与える権限が認められている。

裁判所における手続の仕方が次のように描写されている。非キリスト教徒またはクェーカー教徒である証人は，“裁判所が彼等の良心を最もよく拘束すると考えるような方法および形式で” 宣誓すべきである。事件を審理したのち，裁判所は“正義と公正に従って判決を言渡す”。

刑事問題に関して，裁判所は“巡回裁判の刑事裁判所（Court of Oyer and Terminer）であり，起訴状を審理し，犯罪を決定し，それにもとづいて判決を言渡し，強制執行を許し，すべての点でわれわれの刑事裁判所および在監者の巡回裁判がイギリスで行っており，または行うと思われる方法および形式で，いくつかの宗教および土着の住民の生活様式・慣習に適正な配慮を払わなければならない”。

さらに，陪審，四季裁判所および評議会における国王への上訴など多くの事柄に関する規則に従う。植民地に控訴裁判所は存在しなかった。控訴人は評議会における国王のもとにいかねばならなかった。民事問題で，控訴人は最初に裁判所に申立て，もし彼の申立が許されるならば，裁判所の命じる担保を提供する必要がある。控訴申立は6カ月以内に限られ，

また係争物の価格は1,600ドルを越えていなければならない。刑事問題で、控訴は起訴状、略式起訴状および刑事訴訟のすべてについて、裁判所が命じる条項に従って行われる。国王への上訴は、控訴のための許可を与えることを裁判所によって拒否されたすべての事件について広く許された。

東インド会社に、32スペインドルという金額の制限のもとに少額債務を回復するため請求裁判所を創設することが許可された。住民のある特定の階級または種族に関して、これらの裁判所に地域的または人間的な管轄権を認める権限が与えられた。

以上のようなことが、司法特許状の規定であった。裁判所それ自身に関して注目すべき主要な点は、行政部と司法部が混合されていることであり、この政策は1868年まで継続し、終りのない不和の原因であった。

この司法特許状を導入することは、場所の法にどのような効果を及ぼしたであろうか。

植民地の判事は、例外なく、1807年の特許状はその当時に存在していたイギリス法をペナンに導入したと主張した。枢密院は、彼等の面前にきたこの問題を含む唯一の事件において、島の占領によりイギリス法が場所の法になったという理由を彼等の判決の基礎としたが、特許状の効果に関しては何の意見も示さなかった。

この主題に関する事件を調査する必要がある、しかもこの目的のためには、年代順でいくのが最善のように思われる。

Kamoo v. Thomas Turner Basett (1808) 事件において、エドモンド・スタンレー卿は、1807年の特許状により、ペナンの植民地にイギリスの刑法が拡張されたのみでなく、民事上の損害もまたイギリス法によって救済されたし、さらに、特許状以前に犯されたり、なされた犯罪や不法行為に関しても同様であるとのべている。

Rodyk v. Williamson (1834) 事件において、ベンジャミン・マルキン卿によれば、彼は

これらの植民地に国王の特許状を導入することを主張する当局の不変

の方針に拘束され、現存するイギリスの法を導入し、また明示の規定によって修正されたいくつかの場合は別として、以前に存在していた法を廃止した。

In the goods of Abdullah (1835) 事件において、ベンジャミン・マルキン卿は、イギリスの法が1807年の特許状によってペナンに導入されたこと、そしてイスラム教徒は、かかる譲渡がイスラム法に違反するにもかかわらず、遺言により、彼の全財産を譲渡することができるかと決定した。

これらあとの二件は、1838年に *Moraiss v. de Souza* 事件でノリス判事が信奉している。

Regina v. Willans (1858) 事件において、ベンソン・マックスウェル卿は、特許状以前のペナンの条件を議論したあと、次のように続けている。

1807年の特許状は、このような事情を十分に承知して与えられ、それに意識的に適用されたと推定されなければならない。いかなる法も、よそから、特許状と同時代的に導入されたことはない。国王が特許状のような書面によって植民地にイギリスの法を導入することは可能であった (*Campbell v. Hall* 事件。I cowp. 204)。そして、もしその法が以前に効力をもっておらず、しかも特許状により、それがここで執行されるべく命じられるとき、特許状はイギリスの法を植民地に導入しなかったことになる。そして、いかなる範囲でイギリス法がこの地の法となったかという問題は、一般的な法原則よりはむしろ解釈の問題であり、または少くとも、他方の問題であると同時に、一方の問題でもある。

ところで、特許状は、その法は島の土地の法となる旨をその言葉どおりに宣言してはいない。しかし、すべてその指導的な規定は、明白に、正義はそれに従い、しかもそれのみに従って執行されるべきことを要求している。刑法に関して、その用語は疑の余地のないほど厳格である。裁判所が起訴状および犯罪を審理・決定し、それにもとづいて判決を言渡し、執行令状を付与する。そして、すべての点で、イギリスにおけると同様の方法および形式により、または場所および人の条件および事情

がそれを許すできるだけ近い方法および形式で、刑事上の正義を執行するものとする。イギリス法が民事事件にも適用されるべく企図されていたことは同様に明白だと思う。特許状は、裁判所がこれらの事件において、正義と公正に従って判決を言渡すべきことを命じている。“正義と公正”を意図するということは、判事または君主さえも、彼の心の中に形成するような自然の衡平法とか自然の法とよばれる莫然とした事柄に関する抽象的な概念ではなく、君主がその源泉または分配者である正義および公正である。これらの用語は、有名なマグナ・カルタのなかで明らかに同じ意味で使用されており、多分そこから借用したものであった。それらは、法律学において、単に法と同意語であるか、または少なくともそれによって測ることができるものにすぎない。そして、イギリスの特許状で正義と公正に従って決定すべきとする指令は、すでに確立された一群の法を何ももっていない国において、既知の法のどの一群によって執行し、決定すべきかを何も明白にのべていないけれども、これは明らかに、イギリスの法に従って決定すべき指令である。

特許状全体がこの見解を支持しているように私には思われる。特許状は、裁判所にウェストミンスターにある法および衡平法の控訴裁判所の権限を付与し、これらの権限はイギリスにおいて行使されるのと同じ方法で、また同じ規則および原理によるのではなく、それ以外の仕方で行使されるべきことが企図されていることを明白にのべたり、そのような推測の余地を残したりすることなく、事情が許す限り、行使されるべきものとしている。財産を不動産と動産に分類し、訴訟を物的訴訟・人的訴訟および混合訴訟に分け、また権限を遺言検認を許すものと遺産管理状を交付するものに分けることは、イギリスの法がここでもまた計画されていたことを示している。遺産管理証書に利害関係のある人々は、証書が執行される東インド会社の名において訴えることができる旨を指す条項のなかに、無体動産＝債権は譲渡することができないというモン・ローに特有な規則が有効であることを付随的に暗示している。人身保

護令状のもとで囚人を釈放することを定める条項は、他にいかなる法律も主体に与えておらず、また以前に存在しなかった権利に言及している。

この問題についての否定的な証拠は、少くとも積極的なものと同じほど強力である。海峡特許状のどの部分にも、イギリスの法以外の法について何もべていない。そして、だまっているということは、多分、アジアの民族に特有な制度にヨーロッパの裁判所による司法を適用することを目的とするこれらの一節以外に目につかない。教会裁判所の管轄権が裁判所に付与される時、住民の宗教、作法および慣習がそれを許す限りにおいてのみ、行使することができる。宣誓および刑事裁判を管理し、裁判所の命令を実行するための手続を進めるに当り、土着住民の宗教、作法および慣習に注意を払わなければならない。しかし、インドのように、契約および相続の事柄についてさえ、彼等の法律が伴ってくるということはどこにもない。事実、土着の意見および慣習に定められたとおりに順応することは、それが法の正当な執行および実質的な正義の達成と両立できる限りにおいてのみ行うものとするとの規定により、手続の形成に関する規定が明白に保護されている。

土着の法を排除することは、少額債務裁判所を創設する権限を与える条項のなかに、またはっきり現われている。これらの裁判所の管轄権は場所的なものでなく、倫理的なものであると定められており、それが得策と考えられるにしても、土着の事件に土着の法を適用することにつき、何ものべられていないが、しかし訴訟手続の規則はイギリスの請求裁判所の規則にできる限り近く適合しながら、司法は事情が許す限り、土着の住民の宗教、作法および慣習に適合されるべきことのみが要求されている。少くとも2つの東洋の社会層、すなわち回教徒とヒンズー教徒に関して、彼等の法律は彼等の宗教の一部であり、特許状が後者に言及しているときは、前者も含めているとあってよからう。もし特許状が回教徒またはヒンズー教徒の証書であれば、たしかにそうかも知れないが、しかし法と宗教とはそれらの性質が余りにも違いすぎているため、イギ

リス人の見解によれば、イギリスの特許状を解釈するのと違った全く別のものとして扱われる。

1871年に当時の法務長官（トーマス・ブラッデル氏）により、Fatimah v. Logan 事件において、この質問が再開された。この事件で法務長官により確立されようとした命題は2つである。① 1807年の特許状以前に、回教徒の法がペナンに効力をもっていたこと、② 特許状はこれに関して、何も区別していないこと。最初の命題は、すでに処理した。第2について、ハケット判事は以下のようにのべている。

1807年の特許状は、この悩ましい問題を、たかだか、ペナンの場所の法の問題としてしまったように思われる。インドにおいて、枢密院で異議を唱えられなかった一連の事件で判事たちは、次のように主張していた。すなわち、イギリス法をカルカッタに最初に導入することは、ジョージ1世の特許状で行われたが、それにより、1726年に市長裁判所が創設されたというのである。そして、この植民地の判事たちは、国王の特許状がここに同様の効果を及ぼしたとする一連の先例によって、彼等自身が拘束されると考えた。法務長官によって質問が再開され、彼は私がさきにもべた見解と反対に、1807年の国王の特許状は、その手助けによって法が執行される単なる機械にすぎず、場所の法に何の効力も及ぼさなかったと主張した。法務長官はまた、裁判所がイギリスの法に従うことなく、正義と公正に従って、民事問題について判決を言渡すよう命じられているという事情にたよった。しかし、ジェームス・ピーコック卿が *The Advocate-General of Bengal v. Ranes Saweneye Dosse* [9 Moo. Ind. App. 398] 事件において、ジョージ1世の特許状のことをいいながら観察したように（そして、彼の意見はペナンの1807年の特許状にも同様に適用することができる）、場所および住民の事情が許す範囲でできるだけ密接にイギリス法が施行されるべきことを企図したことは、疑問の余地がない。当事者間の告訴と答弁に対し“正義と公正に従って判決を言渡す”という言葉は、当事者間の私的な権利を規制す

る限りにおいて、イギリスの法律に従う正義と公正という意味以外に合理的な意味をもつことはできない。しかし、長い間、一つの方向のみに流れていた先例の思潮が阻止されるべきだとしても、それはこの裁判所ではできない。それゆえ、私の意見によれば、島が譲渡されたときか、またはそのときでなければ、1807年の特許状により、必ず、イギリスの法がペナンに導入され、そして土地の法となり、ここに定住したすべての人々がこの法の支配をうけることになった。

新しい裁判所が1808年6月3日にはじめて事件を審理した。そのとき、総督および記録官であるエドモンド・スタンレー卿が席につき（登録官はシンガポールの設立者トーマス・スタンフォード・ラッフルズ）、*In the Goods of Andrew Cartwright deceased* 事件を審理した。

1809年5月2日に請求裁判所を構成する宣言が発せられ、理事が任命された。四季裁判所は、1808年6月11日より定期的に開かれ、巡回刑事裁判所は1808年9月5日から始まった。かくして、古い無秩序の時代は終り、本当の植民地の法史に入った。

植民地の歴史における次のできごとは、マラッカおよびシンガポールの取得であり、これが第2回特許状の付与に導くのである。

1511年にポルトガルは、アルブケルケのもとにマレー人をマラッカの外に追い出したが、1641年には反対にオランダによって追い出された。オランダは、マラッカをマラヤにおける企業の本部としたが、1795年にイギリスがそれを取得し、1801年まで維持したが、同年、オランダに返還した。

1807年にイギリスは、再びマラッカを占領し、1818年まで維持したが、同年のウィーン条約のもとで、もう一度、オランダに回復された。

マラッカは、1818年にいたるまで現実に回復されなかったが、ウィーン条約の日付は1814年8月13日であった。イギリスは、それゆえ、1814年にマラッカをオランダに回復させる義務を負っており、したがって、たとえイギリスが彼女の貿易に失敗しないとしても、マラッカ海峡を支配する拠点を手に入れる必要に迫られた。このような理由で、当時バンクーレンの

副総督であったスタンフォード・ラッフルズ卿がヘースティングス卿により、かかる拠点を手に入れるよう指図され、派遣された。

シンガポールは、最後に選ばれた場所であり、シンガポールの島の首領、ジョホルのダート・トゥムンゴンと1819年1月30日に協定が結ばれた。1819年2月6日に東インド会社のスタンフォード・ラッフルズ卿とジョホルのスルタン・フセインおよびダート・トゥムンゴンとの間で正式に条約が締結された。

この条約により、当初の協定が是認され、会社は、彼等がスルタンの世襲の領土において商館を維持する限り、毎年5,000スペイン・ドルをスルタンに支払うことを約束し、さらに会社は、スルタンに保護を与えることも約束し、スルタンの側では他の国とは条約を結ばない旨を合意した。シンガポールの港は、イギリス当局の直接の保護のもとにおかれ、彼等の規制に従うものと考えられた。

1819年6月26日にスルタン＝トゥムンゴン、スタンフォード・ラッフルズ卿およびファークハル少佐との間でさらに取決めが行われ、これにより、イギリスの支配のもとにある土地の境界線が定められ、加えてすべての異なった社会的階級の人々が彼等の家族、船長または彼等の村落の長とどこに別々に居住すべきかを指示し、この植民地の人々のより良い指針とするため、他の規定が設けられた。

シンガポールが最初にイギリスによって占領されたとき、島には数家族のマレーの漁師が住んでいるにすぎず、マレーの慣習によって彼等に管轄権を行使するダート・トゥムンゴンのもとにあった。1819年2月6日の条約により、東インド会社は、島の上に商館とそれに必要な植民地を建設する権利および権限を買入れたにすぎない。商館は急速に成功し、驚くべきものであった。商館はバンクーレンの副総督スタンフォード・ラッフルズ卿のもとでイギリスの駐在官（Resident）によって管理され、その管理の方法が見事なものであったので、急速に多数の植民者を引きつけ、1824年にはこの島を完全な主権のもとに確実な譲渡をうけるのが望ましいと考

えられるようになった。この見地からスルタンおよびトゥムゴンとの間で新しい条約が締結された。その規定によれば、シンガポールの島は、その沿岸から10地理マイルの範囲内の海、海峡および小さな島々とともに、イギリスの財産となった。会社はスルタンに33,000スペイン・ドルさらに彼の一生涯、毎月1,300スペイン・ドルを支払うこと、またダート・トゥムゴンには26,800スペイン・ドルさらに彼の一生涯、毎月700スペイン・ドルを支払うことを約束した。他の規定が譲渡をより良く実行するために設けられ、そして、すべてのこれに先立つ条約および取決めは廃止された。シンガポールは、1824年8月2日付のこの条約によって固守されている。

1885年12月11日のジョホールとの条約の第5条により、ジョホールの国の領海は国の沿岸から3マイルまで、またはその巾が6マイル未満の水路、たとえばジョホール水道では、2つの国の沿岸の間の想像上の中間線まで拡がると定められた。

この条文の適正な解釈に関して、いくつか意見の違いがジョホールの政府と植民地の間に生じ、すべての事柄が1972年10月19日の条約で定められたように解釈された。

ここでシンガポールの場所の法を検討することが必要となる。

すでにのべたとおり、この島はイギリスがどこかの部分をはじめて占領したとき、事実上、人は住んでいなかった。しかし、1824年にそれが譲渡されたときは、繁栄する植民地であった。1823年のスタンフォード・ラップルズ卿の覚書により、マレーの法および慣習が効力をもっていたことは明らかだと思われる。しかし、同様な法律上の混乱状態がペナンでは1807年まで、シンガポールでは1826年まで続いた。裁判はスルタンおよびダート・トゥムゴンンの助力を得て、駐在官によって行われようとしていた。しかし、1824年に当時の駐在官クロフォード氏は、この島の法律上の混乱状態について報告した。彼は中国およびマレーの法を執行したが、ヨーロッパの法に関しては何の権限ももっていなかった。

1826年の特許状以前には、確認できた限りにおいて、シンガポールに執行すべき法に関する問題は決して議論されなかった。しかし、回答が与えられなければならないとすれば、ペナンの場所の法に関する *Ong cheng Neo v. Yeap cheah Neo and others* 事件の決定がシンガポールにも適用されると思われる。

1823年にシンガポールは、直接ウィリアムとりでのもとにおかれ、ベンクーレンもまたそうであった。

1824年3月7日のオランダとの条約により、シンガポールの占領はオランダによって是認され、さらにマラッカは、それ以降、最終的にイギリスの手に回復された。

1795年にイギリスによって占領されたのち、また1824年の条約によりそれが再び返還されたのち、マラッカの場所の法は何であったか。

この問題を扱って公表された事件はないが、そのなかでこれに触れた2つの事件がある。

Sahrip v. Mitchell (1870) 事件において、首席裁判官ベンソン・マックスウェル卿は、マラッカの地方的な慣習を扱わなければならなかった。彼の判決のなかに次の一節がある。

ポルトガル人はマラッカの地方的慣習を維持したが、彼等ののち、オランダ人はマレーの慣習または不文法を有効なものとして残した。植民地が国王に譲渡されたとき、それが有効であったということは争う余地がないように思われる。そして、譲渡が法を変えることなく残したこともまた、一般的な原則により明白である (*Campbell v. Hall* 事件, *Cowp.* 204, 209)。この裁判所では1829年にジョン・クラリッジ卿により、それが当時、充分に効力をもっていたと主張された。そして、1834年にビー・マルキン卿により、インドで主張されていたことに一致するよう決定された。すなわち、最高裁判所を創設した特許状により、イギリスの法が植民地に導入され、そのように導入された法は、イギリスにおいて地方的な慣習を廃止しないと同様に、問題となっている慣習を廃

止しないことは明らかだと私には思われるというのである。この特種な慣習によれば、マラッカにおいて、支配者が土地の所有者であるとき、すべての人は、それにもかかわらず、土地から得られる産物の10分の1を支配者に支払うことを条件として、すべての森林および不毛の土地を切り開き、占有する権利をもつ。

ついで1889年の *Ee Hoon Soon v. Chin chay San and Otheys* 事件において、ゴールドニー判事はマラッカの遺言に直面した。彼の判決のなかに次のような一節がみられる。

私は、この事件はオランダ法によって支配されないと思う。遺言が作成されたとき、および遺言者が死亡したとき、マラッカはイギリスが所有しており、不動産に関しては、そのある場所の法により支配されるから、この財産の相続は、当時効力をもっていたイギリス法によって支配される。

ウオールター・ナピヤー卿の意見によれば、原則として、イギリスの裁判所は、以前にオランダの裁判所により執行されたオランダ法を執行すべきであったことは疑の余地がない。ゴールドニー判事の判決はこの見解に反対であるが、これが正確なものであると思う。

1824年6月24日にジョージ4世、5年の法律第108章が制定され、それによってシンガポールおよびマラッカは東インド会社に譲渡され、さらにジョージ3世、39年—40年の法律第79章により、ウイリアムとりでに従属し、ウイリアムとりでのなかの最高司法裁判所の管轄権に服することになった。

1825年6月5日にジョージ4世、6年の法律第85章が制定され、それによって国王はシンガポールおよびマラッカの裁判のため規定を作る権限をもつことが宣言され、東インド会社の理事に、シンガポールおよびマラッカはペナンに併合され、その植民地の1部または別個の植民地とされる旨を宣言する権限が与えられた。

1826年10月18日にペラクのスルタンとの条約が締結され、それによって

スルタンは東インド会社にパンコール島およびスンビラン島を、両島が拠点となっていた海賊行為を抑圧できるようにするという名目で、譲渡した。両島は、実際に1874年にいたるまで決して占領されなかったが、同年、パンコール条約でイギリスが譲渡の確証をうけ、さらにディンディンとよばれる地域を付け加えられた。ディンディンスは、最初、ペラクからきたイギリスの役人によって管理されたが、まもなく、行政上の目的のため、ペナンの植民地の一部となり、現在もそうである。この短い紹介で、ディンディンスは忘れられてしまうであろう。

第3期 第2回司法特許状の授与から第3回目の授与へ

第2回司法特許状の日付は1826年11月27日であり、東インド会社の請願にもとづいて授与された。

新しい特許状の主な目的は、シンガポールおよびマラッカを含むように裁判所の管轄権を拡大することにあった。新しい裁判所は、“プリンス・オブ・ウエルス島、シンガポールおよびマラッカの司法裁判所”と名付けられ、その構成は以前と同様にペナンを本処とした。

新しい裁判所を創設することに伴う命名法の変更および必要な変更を考慮して、1826年の特許状は、1807年の最初の特許状と同様の規定を含んでいた。それゆえ、その規定についてさらに検討する必要はない。

1826年の特許状の効果は何であったのか。この質問に枢密院は答えなかったが、植民地の判事たちは（1人疑わしい例外を伴いながら）、1835年から始まる一連の判決のなかで、この特許状は、1826年11月26日に存在したイギリス法を植民地に導入したと判断した。これらの判決の実際上の価値は、それらが演じているように、すべての植民地を通じて法を統一することを含む点にあることは明白である。

1834年にベンジャミン・マルキン卿は、Rodyk v. Williamson 事件において、1826年の特許状によりオランダ法はマラッカにおいて廃止され、そしてイギリス法が導入されたとのべていた。

1835年に *In the goods of Abdullah* 事件において、同判事は前示の事件を適用した。

1838年に *Moraiss v. de Souza* 事件において、ノリス判事は前示の2件に従った。

1858年に *Regina v. Willans* 事件において、ベンソン・マックスウエル卿は以下のようにのべている。

1807年の特許状がイギリスの法をこの島に導入したから、その日現在で存在した法は、もし他の特許状がその後に発布されなかったならば、この国の法となったにちがいない。この第2回特許状は1826年に授与され、そのとき、シンガポールおよびマラッカをはじめ、プリンス・オブ・ウエルス島に併合された。そこで、この特許状がその後の法をこの地に輸入したのか、という疑問が生じてくる。*Rodyk v. Williamson*（前示）事件はマラッカの事件であって、ベンジャミン・マルキン卿がそのなかで、イギリスの法がオランダの法にとって代わるように、特許状によって導入されたと決定したとき、彼は、導入された法が1826年当時のイギリスの法であり、それゆえに1826年の特許状はマラッカに拡張するための特許状にすぎなかったとのべたにちがいない。もしそうだとすれば、同一の法は同一の原因にもとづかなければならないということが、同一の証書によってシンガポールに導入された。それはペナンに違った効果をもたらすことができたであろうか。たとえそれがこの地の範囲を越えて拡張しなかったとしても、裁判所がそれに従って規定する“正義と公正”とは、ベンジャミン・マックスウエル卿によって示唆されたように、現在存在する法、すなわち、すでに確立され、しかも過去18年ないし20年間その効力をもっていた土地の法を“正義に従い、しかも公正に執行すること”（*Rep. Ind. Law comers.* 87）を意味すると充分に理解されていたにちがいない。しかし、*Rodyk v. Williamson* 事件の判決に従い、ここでこのような解釈を採用することは、大きな異議に道を開くことになる。特許状を、一つの土地に関しては単に裁判所

を再構成するにすぎないものとして扱い、他の二つの土地に関しては新しい法を導入するものとして扱うことは、同一の証書に、ちがった土地でちがった意味を与えることになろう。このような解釈を勧めることは、便宜でもないし、賢明な思慮でもないであろう。私はそれゆえに、第2回特許状がマラッカに導入した法が何であるにせよ、植民地のすべての部分に導入され、しかもすでに決定されたように、1826年に効力をもっていたイギリスの法がマラッカにもち込まれたと考える。私の意見によれば、同一の法が、同一の方法で、ペナンの法になった。

1875年に *Jemalah v. Mahomed Ali* 事件において、首席裁判官テオドル・フォード卿が同じ法則を宣言した。

1887年に *Ismail bin savoosah v. Madinasah Marican* 事件において、ウッド判事がこの法則をくり返した。

1888年に *In re Sinyak Rayoon* 事件において、ウッドおよびペレロー両判事が再びこの法則を宣言した。

1890年に *Scully v. Scully* 事件において、首席裁判官オーマレー卿は、この命題に彼の権威を付け加えた。

この点に関して公表された事件はほかに存在しないが、植民地の判事たちは、つねに上述のように法を評価し、そして現在では確立されたものとなっているので、かき乱される可能性は全く存在しない。

新しい裁判所は、1827年8月にはじめてペナンで開廷したが、1827年3月26日付の政府の告示によってすでに設けられていた。

専門の判事が巡回にでかけるべきだというのが特許状の意図するところであったが、登録官ジョン・クラリッジ卿は、のちには巡回に出たが、当初はそうすることを拒否した。登録官と政府との関係は急速に緊張したのとなり、当初に生じた混乱の原因は、素人の判事が法廷に着席するのを控え、すべての仕事を登録官に任せたことにあった。最後にジョン・クラリッジ卿はイギリスによび戻され、多くの義務違反の罪を負われ、その結果、彼は1831年12月15日に職務から解任された。

登録官と政府との間の紛争が続く間に、総督ロバート・フルートン氏は、1829年2月1日に、司法裁判所は廃止されるべきであると勧告するまでになった。

登録官がよび戻されて出発したのち、各植民地に駐在する評議員が1830年6月20日まで、裁判所の仕事を管理した。

この最終日に、植民地は別個の州を形成することを止め、ベンガルのウイリアムとりでに従属することになり、特許状のもとで判事であった別々の役人の名称が変更され、そこでいわれていたのと違うものになったため、司法裁判所はかくして解釈上では廃止されたというのが政府の見解であった。総督および駐在評議員の事務所は上記の日から廃止され、そしてフルートン氏が3つの植民地の仕事のための理事とされ、駐在評議員は彼等の各植民地において代理駐在官となった。

裁判所は、会議を開いて事態を考慮した結果、任務は終了したと判断し、そしてそれに応じて、無期限に休会とした。

この合法性が1833年に William Caunter v. East India Co 事件で争われたとき、ベンジャミン・マルキン卿は、裁判所を停止したのは不法であったとした。

かくして停止された裁判所に代わるいかなる裁判所も設けられなかったが、シンガポールにおいては、その町の商人との取決めにより、また彼等の請求にもとづいて、駐在官裁判所が1830年に開設されたが、すぐに姿を消してしまった。

司法裁判所が何も存在しない結果、ペナンおよびシンガポールの商人は非常に怒り、訴状が議会で提出されたため、1831年7月27日付の公文書で理事裁判所はインドの政府に対し、すべての事柄についてまちがった見解がとられていること、特許状を継続するのが便宜と思われること、そしてすべての疑をとり除くため、シンガポールの駐在官は総督とよばれ、代理駐在官は駐在評議員とよばれ、もとの地位に復帰することを通告した。

1832年に政府の本拠がペナンからシンガポールに移され、それ以来ここ

に存在している。

東インド会社の支配のもとで領土のいたるところに生じたこのようなことや他の混乱の結果、ウィリアムⅣ世、3年—4年の法律第85章が1833年に制定され、会社の領地内の裁判を調査し、これらの領土のためのより良い政府を設けるため、一般にインド法律委員会と称される委員会を指名することを規定した。

第39条以下に全インドのための地方的政府を組織するが、それは総裁および顧問から成り、“評議会におけるインドの総裁”と称された。この一団に、ある除外された対象を別として、とりわけインドのための立法権が付託された。このときから、インドの制定法が植民地に適用され始めたが、しかし明示または黙示にそうすることができるのとされた限りにすぎず、そして1867年にいたるまで引続いて適用された。

1875年の *Jemalah v. Mahomed* 事件において、フオード判事は、1826年からウィリアム4世、3年—4年の法律第85章が制定されるまでのイギリスの制定法が植民地において法となったとのべた。判決の理由は、次のとおりである。すなわち、1826年の特許状および無人の土地における植民者の権利を規制する法規の効果として、少くとも、そこに権威をもつ特別の立法部が創設される日まで、その後に制定されたすべてのイギリス法の利益がそこに運ばれたからだというのである。したがって、彼はウィリアム4世、3年—4年の法律第27章が植民地における法であったとした。

この判決は *Ismail bin Savoosah v. Madinasah Merican* (1887) 事件でくつがえされた。

Jemalah v. Mahomed Ali 事件の判決がよりどころとした法原則は、たとえそれが健全なものであったとしても、適用されることができない。なぜならば、問題となっている制定法（ウィリアム4世、3年—4年の法律第27章）が制定されたとき、評議会における総督は、ジョージ3世、13年の法律第36章によって立法権をもっていたからである。

裁判所が海事裁判所の管轄権を欠いていたため、非常な不便を経験した。

これを救済するため、ウィリアム 4 世、6 年—7 年の法律第 53 章が 1836 年に制定され、これにより、裁判所はかかる管轄権を与えられ、この制定法を 1837 年 2 月 25 日に施行するための開封勅許状が発行された。

1848 年にビクトリア女王、12 年—13 年の法律第 21 章により、支払不能の債務者を救済するために、海事裁判所の管轄権がはじめて裁判所に与えられ、登録官が裁判所の只一人の理事とされた。

1851 年に海峡植民地は、8 月 1 日付の宣言により、ベンガルのウィリアム 4 世とりに従属することを止め、インドの政府と直接に文通する立場におかれることになった。

1854 年に植民地とくにシンガポールにおいて、専門の裁判官がまれにししか訪れないこと、さらに素人の不適当な判決が原因で、非常に大きな不満が表明され、最終的な結果として、国王は同年、第 3 回司法特許状を授与した。

第 4 期 第 3 回司法特許状の授与から譲渡まで

第 3 回司法特許状の日付は、1855 年 8 月 22 日であり、それを授与することはビクトリア女王、18 年—19 年の法律第 93 章・4 号で裁可された。

この特許状および 1856 年 5 月 9 日の地方政府の命令が混乱した効果として、2 つの管区をもつ裁判所が組織された。1 つはシンガポールおよびマラッカに管轄権をもち、総督または駐在評議員およびシンガポールの記録官で組織され、他の 1 つはペナンおよびウェルスレー州に管轄権をもち、総督または駐在評議員およびペナンの記録官によって組織された。

この特許状と以前のそれとの間にちがいはほとんどなかった。裁判所が 2 つの管区に分かれ、2 名の登録官がいたが、名称は同じままであった。

1855 年の特許状は、1826 年からその日までの間に制定されたイギリスの制定法を導入したのであろうか。答えは否である。なぜならば、この問題に関する地域的な判決をさしおいて、別の答えをすることは、インドの特許状のもとに生じる類似の問題についてのインドの裁判所の判決と異なる

ことになるからである。

この問題に関して、ベンソン・マックスウエル卿は Regina v. Wilians (1858) 事件において、次のようにのべている。

1855年の特許状に類似の解釈をもち込むべきかどうかにつき、ここで考慮する必要はない。なぜならば、目下の動議がそのもとでなされた法律は、第2回特許状の日付より前に制定されたからである。しかし、もしこの質問がいつか提起されるならば、植民地の事情または特許状の文言がかかる解釈を要求するのか、または1726年以降に授与されたすべてのインドの特許状のように、単に裁判所を再建する証書として扱うべきであるから、かかる解釈は必要でないとするか、考慮すべき事項となろう。すべての点について議会で確認された（ビクトリア女王、18年—19律年の法第93章・4条）新しい特許状は、裁判所の裁判官に、イギリスにおいてコモン・ローおよび衡平法の裁判官がもっているか、または合法的に行使するような管轄権および権限を与えるから、特許状の日付前に制定された制定法によって後者に与えられた権限は、前者にもまた与えられたと主張するなんらかの理由が存在するように思われる。それゆえ、特許状が裁判所に対し、起訴状および犯罪を審理し、判決を言渡し、強制執行を許し、そしてすべての点に関し、事情の許す限り、イギリスの第1審刑事裁判所のそれに近い方法および型式で刑事裁判を執行するように指令するとき、1855年に効力をもつイギリスの刑法がそれによってこの地の法律とされたと主張してよいであろう。他方において、新しい特許状は、以前のものと同様に、古い裁判所を廃止することなく、イギリスの法をはじめ新しい領地に導入したが、単に既存の裁判所を2つの管区に分け、2人目の記録官を加えて再構成したにすぎない。第2回特許状の日以来、海峡植民地のために法律を作る立法部がインドに創設されたこと、そして最近の議会の法律と立法委員会の法律を、同じ分野で同時に実施しようとして生じる困難さについても、心に留めておくことが大切であろう。

1871年の Mahomed Ally v. Scully 事件では、特許状は1826年から1855年の間のイギリスの制定法を導入しなかったと判決したが、この事件の論拠は報告されなかった。

ビクトリア女王、21年—22年の法律第106章により、東インド会社は1858年に廃止され、海峡植民地は新しいインド政府のもとにおかれ、しかもその状態が譲渡のときまで継続した。

裁判所のシャムへの管轄権の歴史を簡単に記録しておく必要がある。

1856年7月28日の評議会における女王の命令により、シンガポールにある最高裁判所はシャムのイギリス領事の判決に対する控訴管轄権が与えられ、またシャムにおいて一般的にイギリスの管轄権を行使するための規定が制定された。評議会における命令は、1857年8月25日に制定されたビクトリア女王、20年—21年の法律第75章によって是認された。それというのも、命令の効力について疑問があったからである。さらに疑問が表明され、1870年8月9日にはビクトリア女王、33年—34年の法律第55章が制定され、すべての事柄を規定した。それに続いてさらに、評議会における命令が1876年、1884年および1886年に制定された。そして、すべての管轄権は、1909年6月28日の評議会における命令により、シャムとの条約の結果として、廃止された。

1860年8月13日ビクトリア女王、23年—24年の法律第88章が制定され、これはビクトリア女王、12年—13年の法律第96章すなわち1849年の海事犯罪（植民地）法（the Admiralty offences Act）を植民地に拡張し、この法律は現在でも植民地に効力をもっている。1849年の法律第5条は、ビクトリア女王、44年—45年の法律第59章すなわち1881年の制定法修正法によって改正された。そして、第6条は1878年にビクトリア女王、41年—42年の法律第79章すなわち1878年の制定法修正法によって廃止された。ビクトリア女王、54年—55年の法律すなわち1891年の制定法修正法により、法律の文言が実質的に簡単にされ、第2条が廃止された。

海事犯罪（植民地）法の第1条は、どの植民地においても、海上で犯罪

を犯したことにより告訴されるすべての人々は、犯罪が植民地の裁判所の地方的管轄権の範囲内で犯されたと同様の方法で処理されると定めている。

第2条は、1891年に廃止されるまで、告訴された人々はイギリスと同様の処罰をうけると定めていた。

第3条は、どの植民地においても、人が海上で犯された殺人または故殺により死亡したとき、犯人は、犯罪がそこで犯されたと同様にその植民地において審理され、かつ、処罰されると定めている。

第5条は解釈についての条文であり、第4条のみがニュー・サウス・ウェルズに影響を及ぼしている。

1882年の *Hass v. Choo chye Hok* 事件において、下級判事は外国船上で公海においてなされた暴行を審理する管轄権をもたないと判決された。前示の法律の第1条において、“ある人”および“どこで犯されても”という文言は、一般的なものだが、ここでは特有な用語として、イギリス人により、またはイギリス船上で犯された犯罪にのみ適用する。この法律は、コモン・ローの刑事裁判所にのみ、かつて海事裁判所がもっていた管轄権を与えるが、それ以上のものではなく、しかも海事裁判所の管轄権それ自体が前示のように制限されていた。

第5期 譲渡から現在まで

ビクトリア女王、29年—30年の法律第115章すなわち海峡植民地政府法 (the Government of the straits settlements Act) は1866年8月10日に制定された。それは海峡植民地をその日付でインド政府から分離することが評議会における命令で宣言される旨を定めた。命令は順当に1866年12月28日に発せられ、法律が1867年4月1日より施行されることになった。

法律は、植民地の重要性が増大した結果として、またインドとの結びつきを妨げる効果を生じるために制定された。この法律は、女王に法律、制度および命令を制定し、裁判所、裁判および一般的に海峡植民地のための立派な政府に関する規定を作成する権限を与えた。開封特許状により、海

海峡植民地に関する彼女の権限および権威を駐在する公務員に委託する権限が女王に与えられ、またラブワン島に関する彼女の権限および権威も、女王自身の権限の行使を継続することに関する例外を除いて、同様であった。

1867年2月4日付の開封特許状により、女王は、植民地内の立法上の権威を海峡植民地の立法評議会に、そして他の権限を総督および執行評議会に委任した。ラブワン島に関する権威は、その後になって行使されたが、これについてはのちに触れる。

1867年の海峡植民地法第1号により、インド政府のもとでのすべての任命は、1855年の特許状のもとで事務所を保有する役人に関するものを除き、取消された。

1867年の海峡植民地法第3号により、海峡植民地の総督は裁判所の裁判官であることを止めたが、駐在する評議員は新しい副総督という名称で引続いてその職に留まった。“シンガポールの記録官”は“海峡植民地の首席裁判官”となり、“ペナンの記録官”は“ペナンの裁判官”となり、さらに1855年の特許状は適当に読み代えられるべきことが定められた。

1867年にビクトリア女王、30年—31年の法律第45章により、裁判所の海事管轄権は拡大され、“海峡植民地の副海事裁判所”という名称のもとに、イギリスの他の植民地に存在する類似の裁判所と同じものとされ、1890年まで存在した。

1868年には同年の法律（Ordinance）第5号により、裁判所が再構成された。“プリンス・オブ・ウェルス島、シンガポールおよびマラッカの司法裁判所”は廃止され、“海峡植民地最高裁判所”がそれに代わって創設された。そして、さらに再構成が行われたが、裁判所はこの名称で存在してきた。この法律により、駐在する評議員はそれとなく裁判所の裁判官であることを止めた。

法律の第1条により、1855年の特許状は、命令が実施されると同時にすべての効力を失う旨が宣言された。

第4条により、以前の裁判所による法の執行は継続された。第5条によ

り、裁判所は2人の裁判官すなわち首席裁判官およびペナンの判事によって構成され、彼等の面前で開廷され、またシンガポール、ペナンおよびマラッカ別々に3つの管区から成り立っていた。

しかし、第1条でこの法律は1855年の特許状を廃止すると称したが、その効力はなかった。なぜならば、第4条の文言は特許状を有効に維持すると考えられたからである。

Ong cheng Neo v. Yeap cheah Neo and others 事件において、最高裁判所は、1855年の特許状に含まれていた枢密院委員会へ上訴する権限および上訴を許可する裁判所の権限は1868年の法律第5号により廃止されたという理由で、枢密院委員会への上訴を許可することを拒絶した。しかしながら、枢密院委員会は、法律の第1条および第4条の総合的な効果として、廃止された特許状それ自体はいかなる効力をもたないが、そのうち、古い裁判所に適用できるすべての規定は、文字どおり再立法され、新しい裁判所に適用できるものとされたのであり、法律のなかで詳細にくり返えされたかのように、おかれていると判断した。

1870年に古い未払債務者裁判所が同年の法律第21号で廃止され、最高裁判所は破産の管轄権を与えられた。現在では法律第44号（破産）がこれに当る。

1873年には1868年の法律第5号を廃止した同年の法律第5号により、最高裁判所が再組織された。裁判所は首席裁判官、ペナンの判事、上位および下位陪席判事で構成され、彼等の面前で開廷され、また1つはシンガポールおよびマラッカ、他の1つはペナンにある2つの管区に分れていた。この法律のもとでつねに4人の判事がいたわけではなく、その数は1876年の法律第17号により、3名に減らされた。

少額の訴訟を審理するための裁判所が500ドルを限度として創設され、ここではイギリスの州裁判所の手続が行われたが、この管轄権は衡平法または海事事件には行使することができなかった。

法律の第4部により、最高裁判所はきわめて重要な新しい管轄権を与

えられた。上訴管轄権がそれである。裁判所には、3名を降らない裁判官による大法廷および各植民地における2名の裁判官による部裁判所（divisional court）があった。この法律以前には、上訴は評議会における国王にたよるしかなかった。

1874年に重要なイギリス帝国の法律が制定され、現在でも効力をもっている。ビクトリア女王、37年—38年の法律第27章の裁判所（植民地）管轄権法 [the courts (colonial) Jurisdiction Act] がそれである。これはビクトリア女王、12年—13年の法律第96章、1849年の海事犯罪（植民地）法を修正し、Regina v. Maunt 事件の結果として制定された。

制定法の規定するところによれば、帝国の法律がある人に、公海上またはどこかの植民地の領域外で犯した犯罪について、その植民地の裁判所で審理をうける権利を与える場合に、有罪と決定された被告人は、犯罪が管轄権の範囲内で犯されたと同様の刑罰をうけ、そして犯罪が植民地の法により処罰されない場合は、イギリスで犯されたかかるとの犯罪のために定められる死刑以外の刑罰に最も近く適合するような刑罰をうけることになる。

1909年6月31日に Rex v. Chia kuck chia 事件の上訴審において、最高裁判所はこの法律によれば、この植民地で国際法上の海賊行為に対する刑罰は、無期懲役であって、死刑ではないとのべ、Regina v. Nya Abu and others 事件の控訴審における1886年の裁判所の判断をくつがえした。

この同じ年にビクトリア女王、37年—38年の法律第38章に海峡植民地犯罪法 (the straits settlement Offences Act) が制定され、これがさらに裁判所の管轄権に影響を及ぼし、そして現在でも有効である。

この法律によれば、北緯9度以南のマレー半島またはその沿岸から20マイルの島のどこか植民地外で、北緯9度以南のイギリス人または土着の州民によって犯罪が犯されたが、犯人が犯行当時、植民地の住民であったか、または犯行の直前6カ月間、住民であったとき、犯人は、かかる犯罪が植民地内で犯されたかのように審理され、訴追をうけ、そして法律が逮捕す

る権限を与える。

1878年に同年の法律第3号により、裁判所は再び改造された。裁判官の数は3名と定められた。裁判所の区分は、暗黙のうちに廃止された。

第13条は、特許状によって婚姻訴訟事件に与えられた管轄権を留保し、そして控訴裁判所が再組織され、部裁判所は暗黙のうちに廃止された。

この法律は、第83条と1878年の法律第4号（いくつかの法令を廃止する法律）を結合する効果として、1855年の特許状を有効なものとして維持した。

In re Sinyak Rayoon and others (1887) 事件において、疑問が示され、ウッドおよびペレロー両判事によって前示の決定が与えられた。ウッド判事は、彼の判決のなかで次のようにいう。

特許状がこの植民地において現在でも効力をもっていることは、現存する最高裁判所法を廃止する1878年の法律第6号によって明らかに廃止されたが、1878年の法律第3号の第83条を再立法することから明白である。第3号、第4号、第5号および第6号の4つの法律は、互いに関連させて読むことが必要であり、そしてこれと類似し、あらゆる目的で同じ見地に立つことが枢密院委員会によって決定された。すなわち、Ong cheng Neo v. Yeap cheah Neo and others 事件がそれである。

Choo Ang chee v. Neo chan Neo and others (1908) 事件において、首席裁判官アーチボールド卿は次のように述べた。

開封特許状は、1878年の裁判所法の第83条にみるように、新しい裁判所法および1907年の廃止法そして去る4月1日の他の法律が施行されるまで、有効に維持されてきたと一般に考えられていたし、私もその考えは正しいと思う。

ビクトリア女王、41年—42年の法律第73章により、領海管轄権が設けられたが、これは裁判所の管轄権に実質的に影響を及ぼし、そして現在でも効力をもっている。

第7条によれば、干潮標から測定して沿岸1海リーグ（約マイル）の範

囲内の海は、法律の目的のために、植民地の領海内の海洋とみなされる。

第2条によれば、イギリス人かどうかを問わず、ある人により、植民地の領海内の海洋である人によって犯された犯罪は、外国船の船上または外国船によってなされたとしても、海事管轄権の範囲内の犯罪である。

しかし、外国人に対する訴訟手続は、総督の同意を得て、しかも彼の便宜的な証明書によってのみ行われ、このような事実は、総督によって署名され、しかもかかる同意および証明を含む証明書を審理に提出することによって証明される。

1886年という年は、植民地の法史のなかで最も注目すべき年の1つである。なぜならば、この年にすべての土地法が一群の法律によって改正され、最も有益な結果をもたらしたかたちである。この立法は、故ウィリアム・マックスウェル卿の思い出とつねに結びつけられよう。

これらの法律は、ペナンの植民地が設立されて以来、事務が増えつづけてきた結果として制定されたものであり、それが制定された理由を理解し、それらの価値およびそれらの必要性を評価するためには、植民地における土地保有および捺印証書の登記の歴史を簡単にみておく必要がある。1858年にいたるまで、植民地における土地に対する権原は、当初、東インド会社に由来し、それ以降は国王に由来していた。

1786年にペナンが譲渡されたのち、キャプテン・ライトは土地を譲与するためインド政府の許可を求めた。1787年1月22日、政府は彼に次のように通知した。

われわれは、それが安全かつ得策とあなたが考えるようにかかる植民者をうけ入れ、さらに事情がそれを許し、それが便宜であるとあなたが判断するようにかかる土地の一部を各家族に許可し、かつ、与えることをあなたの裁量に任ねる。

キャプテン・ライトはこれを彼の権限として、土地を保有しているすべての人々に譲与を申し出たうえ、さらに将来、正規の譲与書が発行されるべきことを保証しつつ、開拓および占有のための一般許可書を発行し、ま

た彼は譲与がなせれる条件または東インド会社による回復に関して、何の制約も設けられなかった。

監督者マクドナルド氏は、この結果として生じる状態を1797年に写実的に次のようにのべた。

マライ人、インド兵、東インド人の水夫などすべての人々は、おのを彼等の唯一の権原として、所有地を与えられたが、しかし、改良・制限または承認する義務を負うことなく、一年に1ドル支払うという例外もない。

きわめてわずかの現実の譲与証書がキャプテン・ライトによって発行され、そしてこのような証書が発行されたとき、回復または他の方法に関して、会社による権利の留保が行われることはなかった。これらの譲与は、つねに単純譲与と考えられた。インド政府は、しかしながら、1795年4月および1796年8月に、すべてのキャプテン・ライトの口頭ならびに書面による譲与を承認したが、それらの正確な記録または登記簿は何も残されていない。

これらの譲与に加えて、ベナンの土地は測定記録書 (measurement papers) または切断記録書 (cutting papers) とよばれるもので把握された。

測定記録書は、会社の土着の検査官によって与えられた証書であり、彼が署名し、土地の最初の開拓者、植民者の氏名、国名およびそのように開拓された土地の地代および境界線が記載される。この証書は、そこに記載された人に、かかる土地を保有し、売却し、抵当に入れ、または自由に遺言その他の方法で譲渡する権限を与えた。

切断記録書は、そこに記載された範囲の土地を開拓することを許可する証明書であるが、所有者に彼が開拓に要した費用を越えない限度、つまり5 orlong を支払って土地を回復する権利を政府に留保しており、しかも、土地は12カ月以内に開拓されなければならなかった。

2つの様式の記録書が意図するところは、土地の所有者の適法な申請に

もとづく正当な譲渡書が発行されて完成される未終結の権利を、一時的に与えることにあった。ラルフ・ライス卿は、登録官の資格で政府に対し、2つの様式の証書が、もし要求された譲渡書によって完成されなければ、会社の依頼により無効となることを忠告した。

これらの記録書が発送された記録または登記簿は何も残っていないし、一般的な状態がそのように悪かったため、1831年のベンガル規則第1号により、救済的な手段をとる試みがなされたが、これは何も実施されなかった。さらに、規則は全く効力がないように思われた。登録官ベンジャミン・マルキン卿は、インド政府にそのことを忠告し、シンガポール土地規則に関して、1834年にその趣旨の決定が行われた。

測定記録書および切断記録書は、適法な譲渡書によって完成されることが意図されていたが、かかる証書の所有者のうちきわめてわづかな人しか譲渡書を請求しないし、またはそれをうけ取っていないため、証書の所有者および一般の人々により、証書がそこに記載された土地に対する有効な権限を与えるものと考えられた。

ペナンの土地は、1837年にいたるまで、以下のような不動産保有条件 (tenure) で保有された。

- (1) キャプテン・ライトによって与えられた口頭の許可
- (2) 切断記録書
- (3) 測定記録書
- (4) 公式な書面による単純譲渡書
- (5) 正式の許可を得ないで土地を長期間占有すること

シンガポールにおける土地は、1837年にいたるまで、以下のような不動産保有条件で保有された。

- (1) ラッフルズ卿、ファークハル大佐、およびクロフォード氏の許可をうけ、1831年4月21日の評議会における総督により確認された免役地代 (quit rent) の留保される999年間の賃貸借
- (2) 賃貸証明書 (Location ticket) —1824年のロンドン条約以前、

東インド会社による島の不動産保有条件が不明確である結果として、クロフォード氏により与えられた仮の証明書

- (3) 1827年6月より1831年4月までの間にペナンの政府によって許可された地代免除による999年間の貸借
- (4) 1827年6月よりペナンの政府によって許可された更新の可能な賃借。15年間は1エーカーにつき1ドル未満、次の15年間は1エーカーにつき3ドル未満で更新可能、第3回の15年間は1エーカーにつき6ドル未満で更新可能、そして最後の99年間は1エーカーにつき10ドル未満
- (5) 賃料を支払わず、またはいかなる権限も受け取ることなく、土地を長期間占有すること

マラッカは古いマレー王国に属しており、土着の人々は彼等の慣習上の不動産保有条件を保持していたが、それはポルトガル人、オランダ人またはイギリス人によって干渉をうけることはなかった。

この慣習上の不動産保有条件により、土着の人々は彼等が選んだ荒廃した土地を拾い上げて、それが耕作される限り、産物の10分の1を国に支払い、またある期間以上放置すれば罰金を科せられるという条件で、1時的または永久に耕作する権限を与えられた。

この慣習上の不動産保有条件に加えて、土地はマラッカにおいて、単純譲与によって保有された。オランダはマラッカの慣習に従いながら、多くの人々にある領主としての権利を与えたが、しかしこれらの土地は1828年および1829年にインドの政府によって売却されてしまった。

以上のべたことは、3つの植民地におけるはっきりと理解できる事態を明らかにするようにみえるが、事實は、正式の登記および適切な監督を欠くため、無法な混乱状態におかれていた。大部分の場合における証書は、そのなかに記載された“一区画”を注意深く指定する必要性を少しも評価しない土着の検査官によって書き入れられていた。そして、きわめて多くの土地が正式な証書なしに保有された。政府は、その権利をほとんどまたは

全く行使せず、その結果、免役地代その他から当然に入るべき多額の収入を失った。

政府のこのような当惑と困難な事態の結果、1837年5月22日に同年のインド法第10号が制定され、これによれば、評議会における総督は3つの植民地の内部で土地を保有すべき請求について調査し、決定する特別委員を任命し、その目的のために委員に完全な権限を与え、また一般的に彼の権限の行使について規定を設けることができる。

W. R. ヤング氏がこの法律のもとで委員に任命され、1837年に海峡に送られたが、1839年にはインドに戻っている。彼が遂行しなければならなかった特別な仕事に加え、将来、海峡の土地について定めることになる法案をたずさえていて、それにもとづき、彼の経験および調査に従い、時に応じて、報告していた。

そのうち、この法案は必要な修正をうけて1839年インド法第16号、海峡土地法 (the Straits Land Act) という形式で法となった。この法律により、権原をめぐる論争に関する土地役人の手続、土地税の徴収および譲渡の登記が1840年1月1日より1886年まで規制された。

1839年のインド法第16号は、財政権を一掃すると公言したが、事実上、そのもとで必要な義務を遂行すべく任命される職員がつねに絶望的に不足しており、さらに土地の測定および権原に関する証書の発行が、土地の占有および耕作といつでも足並をそろえるということは決してなかった。政府は、それゆえ、いつでもその権利を完全に手にすることは決してなかったし、また所有権および権限の現実的な条件について正確な知識を利用できる記録を土地から引き出し、それを調査することは不可能であった。

1861年に同年のインド法第26号が制定され、マラッカの慣習を保持する人々に関する政府の窮情を取り除くにいった。

この法律は、将来に未開地を拾い上げる権利に関するすべての土着の慣習法を廃止したが、現存するすべての権利は尊重された。古いマレーの慣習に従ったオランダの譲与により、マラッカが譲渡されたときにその上に

ある人がなんらかの領主権（この権利はインド政府により1823年および1829年に購入された）をもっていた土地は、それ以降、賃借人および耕作者に属する権利を除き、単純に国王に与えられる旨が宣言された。Naning に関するある特権は維持されたが、しかしこれらは1876年の法律第11号によって奪われた。

土着の慣習による不動産保有条件がかくして廃止されたため、政府はこの法律のもとで維持された現存する土着の権利は何であるかを確かめなければならなかった。この目的のため、正式の土地承継的処分（Land-Settlement）の体系がこの法律のなかで定められた。総督はマラッカおよびNaning におけるすべての土地を調査させる権限が与えられ、そしてその目的のため彼によって任命される人は、当事者および証人の出頭や証書の提出などを要求する権限を与えられ、必要なときは裁判所に訴えることができた。

この土地承継的処分は、もしそれが遂行されたならば、マラッカに関するすべての困難な事態は一掃されたにちがいないが、しかし全植民地の約4分の1に当たる沿岸地域のみが調査されたにすぎず、そしてこの仕事も1871年から放棄された。

3つの植民地における土地保有に関して、事態は悪化の一途をたどり、1880年には当時の植民地総督であったF. A. ウェルド卿が特異な活力で問題をとり上げた。法務長官トーマス・ブラッデル氏は、土地問題について十分な報告書を準備し、また総督は事態を国務長官に知らせた。彼は問題をトーレンス式登記法（Torrens System）の原則にもとづいて処理するように勧告した。トーレンス式登記法というのは、1857年にロバート・トーレンス卿により、南オーストラリアで使用するために工夫されたものである。この方法によれば、土地の権限は所有者により書面として作成された証書によるのではなく、その証書を登記することによって譲渡されるべきものとする。この方法は、しかしながら、任意的なものであり、F. A. ウェルド卿は、もし植民地に導入するならば、強制的なものとされるべき

だと考えた。現在それについて考慮中の1883年より1886年までの一群の法律が必要であったことを評価するため、この当時、土地制度の欠点および不備はどこにあったかをのべなければならない。

F. A. ウェルド卿によれば、以下の点に欠点および不備があったという。

- (1) 登記なしに土地の細分，譲渡および譲渡抵当が行われ，そのため土地役人は，地代を支払う責を負う人を見つけることができなかった。
- (2) その結果，正確な地代表を準備することが不可能であった。
- (3) 必然的に政府の収入に損失を及ぼした。
- (4) 権利証に記載された面積と土地保有者が現実に占有している面積の間にちがいが生じた。
- (5) 国王の土地への権利の不法拡張が行われた。
- (6) 土地役人および検査官として働くために準備された職員の数が不十分なため，一般的な混乱，組織の不足そして地代の支払いが絶望的におくれてしまった。

その結果，土地委員W. E. マックスウエル氏（故W. E. マックスウエル卿）は，そこでの土地問題を研究し，植民地のために利用できる方法について報告するため，オーストラリアに派遣された。マックスウエル氏は1882年9月にシンガポールを離れ，1883年2月に帰来した。彼の最初の報告書は1883年4月9日付であり，しかもその表現の技量と鮮明さにおいて，これに勝るものはなかった。この主要な報告書は，1883年6月にさらに追加され，1886年現在での土地問題を十分かつ適切に理解するために，これら2つの報告書および1880年の法務長官の報告書は，重要な文書である。

マックスウエル氏の報告および勧告の結果として，1884年第8号—境界条例，1883年第10号および1886年第2号—国王土地条例，1886年第4号—土地収入徴収条例，1886年第6号—譲渡および財産法条例，1886年第8号—マラッカのある土地を国王が回復する条例，1886年第9号—マラッカ土

地条例, 1886年第12号—売買証書条例および1886年第13号—捺印証書登記条例などが制定された。これらの条例のうち現在の代表的なものは、本書の第2巻にとり上げられている。

1886年2月1日付の評議会における女王の命令により、ココス島およびキーリング島は海峡植民地に併合され、植民地政府のもとにおかれた。これらの島は、1609年に東インド会社のキャプテン・キーリングによって発見されたが、1825年にいたるまでそれ以上の注意を引かなかった。同年、キャプテン・ロスがこれらの島を訪れ、2年後に彼の家族および数人の仲間とそこに定住した。1857年にこれらの島は、グレート・ブリッテンに併合され、セイロン政府のもとにおかれ、1886年までその状態が続いた。

1903年にココス島の統治のための規定がさらに付け加えられた。ビクトリア女王、58年—59年の法律第34章—1895年の植民地境界線法 (the Colonial Boundaries Act) によって制定された1903年5月20日の枢密院令により、植民地の境界線は、総督によってその日と定められた1903年7月15日以降、ココス島を含めるように拡張された。1903年9月19日に同年の条例第18号—現在では条例第84号 (ココス諸島) で代置されている—が制定され、それにより、ココスは行政上の目的からシンガポール植民地の一部とされ、海峡植民地の法律はココスおよび条例で明白に除外された部分以外に効力を有すること、そしてすべて将来の法律は、明白に除外されたものを除き、適用されることを定めた。

1890年にビクトリア女王、53年—54年の法律第27章に植民地海事裁判所法 (the Colonial Courts of Admiralty Act) が制定された。それによれば副海事裁判所が廃止され、最高裁判所を海事裁判所とし、それ自身の地域的制限の範囲内で、イギリスの海事部がもつと同じ管轄権を制定法その他の方法で与え、また国際法および国際礼譲に同様の関心を払うように命じている。この法律は、植民地においていぜんとして効力をもっている。

この法律のもとで、女王は1895年10月3日の評議会における命令により、

植民地の裁判官によって制定された海事手続規則（the Admiralty Procedure Rules）を植民地に施行した。

1890年にきわめて重要な制定法としてビクトリア女王、53年—54年の法律第37章として外国管轄権法（the Foreign Jurisdiction Act）が制定され、それによって最高裁判所はブルネイにその管轄権を及ぼすが、この管轄権をもつことにより、最高裁判所は1908年の現在、1890年当時よりも一層便宜に問題进行处理するであろう。

現在、ブルネイの管轄権は、1908年のブルネイ裁判所条例および1907年の裁判所条例のもとで評議会における総督によって作られた命令により組織化されている。評議会における国王への上訴は、現在1908年9月28日の評議会における命令によって規制されており、この命令は枢密院規則に従って海峡植民地の控訴裁判所からの上訴を許している。同じ日付の別の評議会における命令により、古い1901年および1906年の評議会における命令が廃止されたが、これはブルネイにおける裁判所の組織および権限のための“1908年の裁判所条例”による立法上の規定を作ったブルネイのスルタンのおかげである。この条例により、スルタンは彼の領内の駐在官裁判所、下級判事裁判所、土着の下級判事裁判所および Kathis 裁判所を創設し、さらに以下に参照するような規定を作成した。

上にのべた最高裁判所は、現在、1908年のブルネイ条例およびいずれも1908年11月18日付の3件の評議会における総督の命令のもとでそのブルネイ管轄権を行使している。

最高裁判所は、ブルネイ領内で犯された死刑に処せられるべき犯罪について、ブルネイ条例第14条により、第一審刑事管轄権をもっており、かかる犯罪行為をブルネイの法律に従って裁判しなければならない。評議会における総督の命令により、この管轄権はシンガポールまたはラブワンで巡回裁判として開廷する最高裁判所によって行使され、また命令はブルネイ条例によって与えられた管轄権を肯定している。

最高裁判所はまた刑事および民事の控訴管轄権をもっている。

ブルネイ条例第16条により、駐在官裁判所から最高裁判所への控訴に関する規定が設けられた。評議会における総督の命令により、シンガポールまたはラプワンで開廷する最高裁判所は、被告人が2年を降らない拘禁または500ドルを降らない罰金に処せられた事件の控訴管轄権をもっている。

民事控訴管轄権は、ブルネイ条例第15条により行使できる。評議会における総督の命令により、この管轄権は、駐在官裁判所の判決または命令が合意にもとづくか、訴訟費用に関する場合、またはかかる判決または命令がブルネイ条例により終局的なものとなされた場合を除き、論争中の金額または訴訟物の評価が1000ドルを越える事件について、行使される。

1899年6月10日に1894年の捕獲審検裁判所法 (the Prize curt Act) のもとで、貴族海事委員の令状により、海峡植民地の最高裁判所は、女王とある特定の外国との間に戦争が起った旨の植民地の副海軍司令長官による宣言に従って、捕獲審検裁判所とされた。

1900年4月23日の宣言により、クリスマス島は海峡植民地に併合され、また1900年の条例第14号によりその統治のための規定が設けられた。この島はすでに1888年にグレート・ブリテンに併合されており、ココス島からきた21人の人々が定住していた。1889年1月8日の開封特許状により、海峡植民地の総督はこの島の総督とされた。

現在では条例第68号となっているが、1900年の条例第14号により、クリスマス島は行政上の目的からシンガポール植民地の一部とされ、最高裁判所にこの島の管轄権が与えられた。1900年8月3日の条例が発効して以来、海峡植民地の法律は、条例の別表で明白に除外された部分を除いて、この島で効力をもっており、将来の法律も、明白に除外されるものを除いて、同様である。

1907年には植民地にさらに別のものが付け加わった。ラプワンがその属領とともに行政上の目的からシンガポール植民地の一部とされ、植民地の境界線はそれを含めて拡大した。

イギリスとラプワンとの最初の接触は、1775年にルルスによって彼等が

バランバンガンから追い出され、この島に一時的に避難したことに始まる。イギリスの植民地は、海賊行為の抑圧を援助することに対する約因として取得された。ヨーロッパの女性が拘束されているといううわさを調査するため、キャプテン・エドワード・ベルチャー卿がブルネイを訪れた結果、1844年にボルネオのスルタン—オマル・アリ・サイフデイン自身がビクトリア女王に宛てた書面のなかでラジャ・ムダ・ハンムとの接触を申し出ていた。

スルタンはイギリスが彼の首都を攻撃しようとしているとの報告をうけておどろき、そしてかかる手段を回避する目的で前示の書面を作成して発送した。その時、書面は何の利益ももたらさなかったが、しかし、ジェームズ・ブルック卿がボルネオにおける女王の代理人に任命されたとき、スルタンおよびラジャ・ムダは1845年2月にその任命を受け入れ、彼等が以前の宣言に従う旨を再び明言し、ボルネオの北端にあるマルダ湾の海賊からブルネイを保護するため直接の援助を要請した。この援助は当然に与えられた。

1846年4月にスルタンはラジャ・ムダを殺害しようとしたが、彼は暗殺される前に自殺した。根拠地の海軍司令長官はブルネイを攻撃し、占領した。1846年11月にラジワンを占有し、1847年5月24日にスルタンとの間の条例が締結された。

条約の第10条により、スルタンは“1845年に彼によってすでに任意になされた譲渡”を、多分、彼がジェームズ・ブルック卿を女王の代理人として受け入れた書面に言及しながら、追認した。

ラジワンは女王の植民地とされ、総督、副総督およびイギリス人の役人が任命された。そして、新しい植民地に立法評議会が設けられた。

1906年10月30日に開封特許状により、ラジワンは海峡植民地の総督によって宣言される日に海峡植民地の一部となるべきこと、およびその日以降、ラジワンは国王の植民地でなくなることが命じられた。総督は1907年1月1日に正式に宣言し、この日以降、海峡植民地の境界線はラジワンを含む

ことになった。

1907年1月2日に条例第1号が1月1日より効力をもつものとして制定され、それにより、ラブワンは行政上の目的からシンガポール植民地の一部となり、そして最高裁判所はラブワンについての管轄権を与えられた。

海峡植民地の法律がラブワンに効力をもつことになったが、しかし条例の第1別表に示されたいくつかのラブワンの条例は、いぜんとして効力をもつものとされ、そして第2別表に示されたいくつかの海峡植民地の条例は効力を失った。海峡植民地のすべての将来の条例は、明白に除外されない限り、ラブワンに効力をもつことになった。

ラブワンは、1912年12月1日までシンガポール植民地の一部として残ったが、評議会における総督の命令により、1911年の条例第3号が1907年の条例第1号を廃止してしまった。

この条例は、ラブワンを別個の植民地とし、多くの条例を廃止しながら、それに適用すべき法律にいくつかの修正を加えた。

条例第127号(ラブワン)は、現在、島の船舶のため、裁判のため、またその他の事項のため、ラブワンの法典を形成している。第4条により、植民地で効力をもつ法律はラブワンに適用される。そして最高裁判所は、第3章によってこの地に管轄権をもっている。

1907年に最高裁判所は条例第30号によって再び再建されたが、現在では条例第101号(裁判所)がこれに代わっている。裁判所は、首席裁判官および3名(現在は4名)以上の陪席判事の面前で開廷され、組織される。

裁判所の権限および管轄権は正確に定められる。裁判所は2つの部から成り、その1つは第1審の民事および刑事管轄権を行使し、もう1つは控訴審の民事および刑事管轄権をもっている。

第1審の民事管轄権は、現在、以下のとおりである。

- (1) 以前にイギリスで高等大法官裁判所(未成年者の保護者の任命および監督に関する管轄権を含む)、女王座裁判所、民訴裁判所および財務裁判所によって行使され、現在では国王の高等法院で行使され

ているのと同じの植民地内での管轄権および権限

- (2) 1890年の植民地海事裁判所法のもとでの海事管轄権
- (3) 白痴、心神喪失者および精神異常者の身体および財産の監護者および管理者の任命および監督
- (4) 未払地代のための差押令状を発行する権限
- (5) これまで裁判所によって承認されてきたか、法律によって行われてきたか、または今後に行われる、土着の住民のいくつかの宗教および慣習に適するような修正に従いながら、遺言検認および遺産管理状を許可し、変更しまたは取消す権限
- (6) さし当り効力をもつ破産および株式会社に関する成文法のもとでの管轄権
- (7) 帝国の制定法、評議会における国王の命令、国王の特許状、国王の開封特許状または成文法によって現在与えられているか、将来与えられるその他の管轄権

Choo Ang chee v. Neo chan Neo and others (1908) 事件において、最高裁判所は、この最後の規定は1855年の特許状の効力を生かしておいたとのべた。

Kim Seng Land Company の申立について、この事件は1920年の所得税条例第3号の第40条のもとでの最高裁判所の見解に従ってのべられたが、法務次長は枢密院への上訴の許可が請求されたのに対し、1855年の特許状はもはや何の効力もないと主張した。控訴裁判所はこの主張を却下し、評議会における国王に上訴する権利は1855年の特許状によって与えられ、そしてすべて民事手続法典によって規定されており、これは上訴の権利を拡大しなかったとのべた。したがって、1920年の所得税条例のもとで示された控訴裁判所の見解に反し、評議会における国王への上訴権は存在しないとされた。

現在の第一審刑事管轄権は、次のように成り立っている。

- (1) 高等法院およびその数人の判事により、イギリスで保有され、行

使される植民地内の管轄権

- (2) 1874年の裁判所（植民地）管轄権法で修正された1849年の海事犯罪（植民地）法により与えられた管轄権
- (3) 1878年の領海管轄権法によって与えられた管轄権
- (4) 1874年の海峡植民地犯罪法によって与えられた管轄権
- (5) 1894年の商船法によって与えられた管轄権
- (6) 刑法に関するある下級裁判所に与えられた管轄権および権限
- (7) 帝国の制定法、評議会における国王の命令、国王の特許状もしくは開封特許状または成文法によって与えられたその他の管轄権
- (8) ブルネイで犯された犯罪に関する管轄権

最高裁判所は、第一審管轄権のある裁判所からの、地方裁判所からの、そしてブルネイの民事裁判所からの民事控訴管轄権をもっている。その刑事控訴管轄権は、植民地の地方裁判所および警察裁判所、ブルネイの刑事裁判所からの控訴および最高裁判所の判事によって保留された法律上の論点について行使される。イギリスに存在するような刑事控訴裁判所はない。

とにかく、R. G. パン・ソメラン氏がこの問題について完全な論説を公表したので、裁判所条例、民事手続法典または民事法条例についてさらに論評する必要はない。

上述したすべての管轄権(1984年の商船法により与えられたものを除き)は、歴史的にあとづけられ、そして批評された。あとには、ただ一つ、さらにとり扱うべき管轄権が残されている。離婚管轄権がそれである。

1910年に最高裁判所は、同年の法律第25号により離婚管轄権を取得し、現在では法律第123号（離婚）がこれにとって代わっている。法律を考慮する前に、最高裁判所の婚姻管轄権の歴史を手短かに描写する必要があるが、これは離婚に関する事件を調査することによって最善の結果を得ることができる。

Regina v. Loon (1864) 事件において、ベンソン・マックスウェル卿は人身保護令状により妻が彼女の夫の許に帰るように命じた。彼は、裁判

所がその民事側（civil side）で、人身保護令状によってさえ、とりわけ非キリスト教徒の配偶者権回復訴訟を維持する管轄権をもつとのべた。

Veeramah v. Sawmy (1867) 事件において、主席裁判官W. ハケット卿は、裁判所がその宗教側で（ecclesiastical side）で、とりわけヒンズウ教徒の配偶者権回復訴訟を維持する管轄権をもたないとのべた。

Vadamalia Pillay v. Shettay Amah (1869) 事件において、W. ハケット卿は、裁判所がその民事側で、とりわけヒンズウ教徒の配偶者権回復訴訟を維持する管轄権をもたないとのべた。

Lim chye Peow v. Wee Boon Teki (1871) 事件において、W. ハケット卿は、裁判所がその民事側でも宗教側でも、とりわけ非キリスト教徒の配偶者権回復訴訟を維持する権限をもたないとのべた。

Shaik Madar v. Jaharrah (1874) 事件において、フォード判事は、裁判所がその民事側で、マホメット教徒の事件で配偶者権回復訴訟を維持する管轄権をもたないとのべた。

In re sittee Mariam (1881) 事件において、ウッド判事は、裁判所が人身保護令状により配偶者権回復を命令する管轄権をもたないとのべた。

Scully v. Scully (1890) 事件において、首席裁判官E. オーマレー卿は、裁判所が離婚判決を言渡す管轄権をもたないとのべた。

Ross v. Ross (1890) 事件において、ペレロー判事および首席裁判官E. オーマレー卿は、裁判所が婚姻無効判決を言渡す管轄権をもつとのべ、この事件でかかる判決を言渡した。

M. V. G. (1904) 事件において、控訴裁判所は、裁判所が姦通事件を審理する管轄権をもつと認めた。

1910年の法律第25号として離婚法（the Divorce Ordinance）が制定され、1912年1月1日より施行されるまで、以上のような状態であり、現在では法律第123号の離婚法となっている。この法律は、ビクトリア女王、20年—21年の法律第85章の離婚・婚姻訴訟事件法（the Divorce and Matrimonial Causes Act）にもとづいている。

Then Kang chu v. Tan Kim Hoe (1926) 事件において、控訴裁判所は、最高裁判所が婚姻の無効を宣言するための訴訟を維持する管轄権を何ももっていないとのべた。

Meyer v. Meyer (1927) 事件において、控訴裁判所は（ムリソン首席裁判官を支持して）、最高裁判所がユダヤ人の離婚の効力その他について宣言する管轄権をもたないとのべた。

裁判所は、婚姻の解消を言渡す権限をもっているが、しかし原告がキリスト教の信仰を告白し、かつ、訴状が提出される際に、当事者が植民地に居住しているときに限られる。

裁判所は、原告がキリスト教の信仰を告白し、かつ、そのように無効とされる婚姻が植民地で挙行されたとき、婚姻無効の判決を言渡す権限をもっている。

裁判所は、原告がキリスト教の信仰を告白し、かつ、再当事者が手続開始の際に植民地に居住しているとき、裁判別居または配偶者権回復の判決を言渡す権限をもっている。

姦通に関する訴訟は、法律のもとで婚姻解消、婚姻無効、裁判別居または配偶者権回復の訴訟を提起することができる人に関する限り、法律により廃止される。

この法律についての十分な論評は、前示のバン・ソメラン氏の論文によって明らかにされよう。

数年の間、不思議なことに、1870年のイギリス分割割当法 (the English Apportionment Act) が植民地に適用され、しかもその趣旨の未公表の判決が少なくとも1件あったと考えられていた。しかし、Re Alkaff's Settlement, Syed Abdulrahman v. Syed Mohamed (1928) 事件において、スプロール判事によれば、イギリス分割割当法は適用されず、その結果、1928年の第25号一分割割当法は、イギリス法に従い、第8条により、過去の分割割当を有効にすべく制定されたという。

海峡植民地において効力をもつ法律を列挙すれば、次のとおりである。

- (1) 1826年11月26日現在でイギリスに効力をもつコモン・ロー，衡平法，民法および制定法。ただし，それらを植民地の事情に適用することが可能であり，これらの事情に適用すべく修正され，しかも下記によって変更されていない限りにおいて
 - (a) インドに拡張して1867年4月1日以前に制定されたか，または植民地に拡張して同日以降に制定された制定法
 - (b) 1867年4月1日以前に制定され，海峡植民地に適用されるインド法
 - (c) ビクトリア女王，29—30年の法律第115章，海峡植民地政府法のもとでなされた評議会における国王の命令または
 - (d) 植民地立法部の条例
- (2) 1867年4月1日以前に制定されたインドに拡張される制定法および同日以降に制定された植民地に拡張される制定法
- (3) ビクトリア女王，29—30年の法律第115章，海峡植民地政府法のもとで評議会における国王の命令
- (4) 植民地立法部による法律および
- (5) 法律第111号（民法）の第5条により導入された商事法